資料５－２

御岳県立公園

公園区域及び公園計画書

令和２年３月
長野県

目次

１　基本方針 ･･ １
（１）第１種特別地域 ･･ １
（２）第２種特別地域 ･･ １
（３）第３種特別地域 ･･ ２
（４）普通地域 ･･ ２

２　規制計画 ･･ ３
（１）保護規制計画 ･･ ３
ア　特別地域 ･･ ３
イ　関連事項 ･･10
ウ　面積内訳 ･･11

３　事業計画 ･･13
（１）施設計画 ･･13
ア　利用施設計画 ･･13
（ア）集団施設地区 ･･13
（イ）単独施設 ･･16
（ウ）道路 ･･19
（エ）運輸施設 ･･22

４　参考事項 ･･22
過去の経緯 ･･22

1　基本方針

御岳県立公園は長野県南西部に位置し、木曽郡木曽町及び王滝村の各一部に位置する。御嶽山の山頂部とその山裾に広がる東部の開田高原、南東部の寒原高原、倉越高原、御岳高原、御嶽山西部及び三浦貯水池周辺の山麓部一帯を含む。

御嶽山は標高 3,067m の独立峰で東西 1km、南北 4km にも及ぶ長い頂稜を持つ活火山である。その広い山頂部には頂上の剣ヶ峰をはじめ、継母岳、継子岳、摩利支天山、王滝頂上の５つの峰と 5 つの火口湖、１つの火口原が存在する。火口湖のうち標高 2,908m にある二ノ池は、日本最高所の湖と言われている。信仰の山、活火山としての地形、高山植物、山頂部からの中央アルプス等の美しい景色を楽しめる。

御嶽山東部の麓には、そばの産地や木曽馬のふるさととして有名な開田高原があり、キャンプ場やスキー場、温泉施設を利用しながら四季折々の御嶽山の景色が楽しめる。

南東部の寒原高原、倉越高原、黒沢口・三岳は御嶽山や中央アルプスの景色を堪能できるとともに、油木美林と呼ばれる木曽ヒノキの天然林を見ることができる。また、古くからの信仰の地として数多くの霊場がみられ、黒沢口は御嶽山で最も古い登山口と言われている。

御岳高原でも同様に多くの霊場がみられ、清滝・新滝の雄大な滝は信者の修行場とされている。そのほか、宿舎やキャンプ場、スキー場、温泉施設が整備されており、四季を通じて様々なレジャーに利用されている。

以上の自然的・社会的状況を踏まえ「古（いにしえ）より魂の還る信仰の山　御嶽山の恵みを受けて多彩な景観がもたらされる地域」をテーマに、公園計画の全般的な見直しを行い、より一層優れた風致景観を保護するとともに、適正な利用を図るために、以下の方針により公園計画を定める。

（１）第１種特別地域

御嶽山は標高 3,067m の独立峰、長い稜線を持つ活火山で、剣ヶ峰、継子岳等の山頂及び稜線沿いに、火口湖、火口原が存在し、火口湖のうち標高 2,908m にある二ノ池は、日本最高所の湖と言われている。火山活動による地形、噴気孔や自然裸地、高山植物等の自然環境、谷を挟んでの中央アルプス等の美しい眺望を堪能できるとともに、信仰の山としても知られている。

これら本公園の核心部で良好な風致を極力維持することが必要な地域を、第１種特別地域とする。

（２）第２種特別地域

第１種特別地域を取り巻く標高 2,000m付近以上の範囲及び地獄谷、伝上川上流部は、山頂に向かっていく多くの谷が食い込む美しい渓谷美や崩壊地等を形成する火山地形、高山低木群落（ハイマツ帯）、ナナカマド等の紅葉時の美しさ、田の原天然公園の湿原等が分布し、植物の垂直分布を間近に観察できる登山道沿いの良好な風致を有している。

また、古くから信仰の山として知られ修行者による御嶽登拝が盛んに行われている。

これら第１種特別地域に準じ良好な風致の維持を図る必要性の高い地域を、第２種特別地域とする。

（３）第３種特別地域

王滝特別地域（おんたけ 2240 スキー場一帯）は、御嶽山で２番目に古いと言われている登山道の入口にあたる。また、紅葉の美しい御岳高原、おんたけ 2240 スキー場等の自然との触れ合いの場を含むとともに、修行地である清滝や霊場等の山岳信仰の場が多く分布している。

開田高原特別地域（開田高原一帯）は、登山道開田口の入口にあたる。開田高原からは南北に長い御嶽山の稜線を眺める位置にあり、開田口の登山道はゆったりと自然の垂直分布を間近に感じる歩道である。

これらの良好な風致の維持を図る必要のある地域を、第３種特別地域とする。

（４）普通地域

御嶽山山麓地域は、特別地域の周辺部で緩衝地域となっており風景の保護を図ることが必要な本地域を普通地域とする。

御嶽山西部、三浦貯水池周辺は、木曽五木の生育地であり土砂流出防備機能や水源涵養機能を持っている。これらの機能の保護及び風景の保護を図ることが必要な地域を普通地域とする。

2　規制計画

（1）保護規制計画

ア　特別地域

次の区分を特別地域とする。

（表１：特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積（ｈａ）
長野県	木曽郡王滝村内 国有林木曽森林管理署 2330 林班、2331 林班、2353 林班、2360 林班、2449 林班、2452 林班、2453 林班及び 2688 林班の全部並びに 2362 林班、2437 林班、2438 林班、2445 林班から 2448 林班まで、2697 林班及び 2760 林班の各一部 木曽郡王滝村 黒石原の一部	2,079 （国　1,601 公　376 私　102）
	木曽郡木曽町内 国有林木曽森林管理署 832 林班及び 863 林班の全部並びに 641 林班、642 林班、645 林班、646 林班、653 林班から 656 班、658 林班、664 林班、824 林班、827 林班、828 林班、830 林班、831 林班、837 林班、855 林班、857 林班から 859 林班まで、861 林班、862 林班及び 876 林班の各一部 木曽郡木曽町 開田高原西野の一部	1,383 （国　1,094 公　0 私　289）
合　　計		3,462 （国　2,695 公　376 私　391）

注:面積は四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある

（ア）第１種特別地域

次の区域を第１種特別地域とする。

（表２：第１種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積（ｈａ）
長野県	木曽郡王滝村内 国有林木曽森林管理署 2330 林班、2452 林班、2453 林班、2688 林班、2697 林班及び 2760 林班の各一部	676 （国　676 公　0 私　0）
	木曽郡木曽町内 国有林木曽森林管理署 832 林班の全部並びに 863 林班の一部	531 （国　531 公　0 私　0）
合　　計		1,207 （国　1,207 公　0 私　0）

注:面積は四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある

（表３：第１種特別地域内訳表）

名　　称	区　　域	地　区　の　概　要	面積（ｈａ）
御岳	木曽郡王滝村内 　国有林木曽森林管理署 2330 林班、2452 林班、2453 林班、2688 林班、2697 林班及び 2760 林班の各一部 木曽郡木曽町内 　国有林木曽森林管理署 832 林班の全部並びに 863 林班の各一部	剣ヶ峰、継子岳等の、概ね八合目付近から上部が第１種特別地域に指定されている。標高 3,067m の独立峰、長い稜線を持つ活火山で、火口湖、火口原が存在し、火口湖のうち標高 2,908m にある二ノ池は、日本最高所の湖と言われている。信仰の山、長い歴史を有する火山活動による長い稜線、火口湖、噴気孔や自然裸地、高山植物、中央アルプス等の美しい眺望を堪能できる。 　これらの風致の維持を図る必要がある地域である。	1,207 （国　1,207 公　0 私　0）
合　　計			1,207 （国　1,207 公　0 私　0）

（イ）第２種特別地域

次の区域を第２種特別地域とする。

（表４：第２種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積（ｈａ）
長野県	木曽郡王滝村内 国有林木曽森林管理署 2353 林班、2360 林班及び 2449 林班の全部並びに 2330 林班、2331 林班、2362 林班、2437 林班、2438 林班、2445 林班から 2448 林班まで、2452 林班、2453 林班及び 2688 林班の各一部	924 （国 924 公 0 私 0）
	木曽郡木曽町内 国有林木曽森林管理署 824 林班、827 林班、828 林班、830 林班から 832 林班まで、837 林班、855 林班、857 林班から 859 班まで、861 林班から 863 林班まで及び 876 林班の各一部	563 （国 563 公 0 私 0）
合　　計		1,488 （国 1,488 公 0 私 0）

注：面積は四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある

（表５：第２種特別地域内訳表）

名　　称	区　　域	地　区　の　概　要	面積（ｈａ）
御岳	木曽郡王滝村内 　国有林木曽森林管理署 2353 林班、2360 林班及び 2449 林班の全部並びに 2330 林班、2331 林班、2362 林班、2437 林班、2438 林班、2445 林班から 2448 林班まで、2452 林班、2453 林班及び 2688 林班の各一部 木曽郡木曽町内 　国有林木曽森林管理署 824 林班、827 林班、828 林班、830 林班から 832 林班まで、837 林班、855 林班、857 林班から 859 班まで、861 林班から 863 林班まで及び 876 林班の各一部	御嶽山頂の周囲を取り巻く標高 2,000m 付近以上の範囲及び地獄谷、伝上川上流部が第２種特別地域に指定されている。山頂に向かっていく多くの谷が食い込む美しい渓谷美や火山地形、高山低木群落（ハイマツ帯）、ナナカマド等の紅葉時の美しさ、田の原天然公園の湿原等が分布し、植物の垂直分布を間近に観察できる登山道沿いを含んでいる。 　御嶽山は、古くから信仰の山として知られ修行者による御嶽登拝が盛んに行われる。 　これらの風致の維持を図る必要性の高い地域である。	1,488 国　1,488 公　0 私　0
合　　計			1,488 国　1,488 公　0 私　0

（ウ）第３種特別地域

次の区域を第３種特別地域とする。

（表６：第３種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面積（ｈａ）
長野県	木曽郡王滝村 黒石原の一部	478 （国 0 公 376 私 102）
	木曽郡木曽町 開田高原西野の一部	289 （国 0 公 0 私 289）
合　　計		767 （国 0 公 376 私 391）

注:面積は四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある

（表７：第３種特別地域内訳表）

名　　称	区　　域	地　区　の　概　要	面積（ｈａ）
王滝	木曽郡王滝村 黒石原の一部	御嶽山で２番目に古いと言われている登山道の入口にあたり、修行地である清滝や霊場等の山岳信仰の場が多く分布している。また、紅葉の美しい御岳高原、おんたけ 2240 スキー場等の自然との触れ合いの場を含んでいる。 これらの風致の維持を図る必要性のある地域である。	478 （国　0 公　376 私　102）
開田高原	木曽郡木曽町 開田高原西野の一部	開田口の登山道はもともと旧営林署の見廻り道としてつけられた。開田高原は、開田口の入口にあたり、高原風景や気候を生かした保健休養地として利用されている。開田高原からは南北に長い御嶽山の稜線を眺めることができる。 これらの風致の維持を図る必要のある地域である。	289 （国　0 公　0 私　289）
合　　計			767 （国　0 公　376 私　391）

注:面積は四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある

イ　関連事項

（ア）普通地域

次の区域を普通地域とする。

（表８：普通地域表）

都道府県名	区　　域	面積（ｈａ）
長野県	木曽郡王滝村内 国有林木曽森林管理署 2326 林班から 2329 林班まで、2332 林班から 2352 林班まで、2354 林班から 2359 林班まで、2361 林班、2363 林班から 2372 林班まで、2418 林班から 2420 林班まで、2423 林班、2426 林班から 2430 林班まで、2440 林班、2587 林班から 2590 林班まで、2592 林班から 2654 林班まで、2656 林班から 2687 林班まで、2689 林班から 2696 林班まで、2698 林班から 2727 林班まで、2729 林班から 2759 林班まで、2761 林班から 2788 林班まで、2790 林班及び 2804 林班から 2811 林班までの全部並びに 2362 林班、2437 林班、2438 林班、2445 林班から 2448 林班まで、2697 林班及び 2760 林班の各一部 木曽郡王滝村 三浦貯水池 黒石原の一部	9,671 （国　8,908 公　722 私　41）
	木曽郡木曽町内 国有林木曽森林管理署 801 林班から 831 林班まで、825 林班、826 林班、829 林班、833 林班から 836 林班まで、838 林班から 854 林班まで、856 林班、860 林班、864 林班から 875 林班まで及び 878 林班から 883 林班までの全部並びに 824 林班、827 林班、828 林班、830 林班、831 林班、837 林班、855 林班、857 林班から 859 林班まで、861 林班、862 林班及び 876 林班の各一部 木曽郡木曽町 開田高原西野及び三岳の各一部	5,631 （国　2,720 公　248 私　2,663）
合　　計		15,302 （国　11,628 公　970 私　2,704）

注:面積は四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある

ウ　面積内訳

地域地区別、土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

（表９：地域地区別、土地所有別面積総括表）　（単位：面積 ha、比率%）

地域区分		特別地域									普通地域			合計		
地種区分		第１種			第２種			第３種								
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
長野県	土地所有別面積	1,207			1,488				376	391	11,628	970	2,704	14,323	1,346	3,095
	地種区分別面積	1,207			1,488			767			15,302			18,764		
	地域地区別面積	3,462									15,302			18,764		
	地域別面積	3,462									15,302			18,764		
合計	土地所有別面積	1,207			1,488				376	391	11,628	970	2,704	14,323	1,346	3,095
	地種区分別 面積(比率)	1,207 (34.8)			1,488 (43.0)			767 (22.2)			15,302 (100.0)			18,764 (100.0)		
	地種区分別 面積(比率)	3,462 (100.0)									15,302 (100.0)			18,764 (100.0)		
	地域別 面積(比率)	3,462 (100.0)									15,302 (100.0)			18,764 (100.0)		

注:面積は四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある

（表 10：地域地区別市町村別面積総括表）　　（単位：ha）

地域区分		特　別　地　域				普通地域	合計
市町村名		第 1 種	第 2 種	第 3 種	小　　計		
長野県	王滝村	676	924	478	2,079	9,671	11,750
	木曽町	531	563	289	1,383	5,631	7,014
合計		1,207	1,488	767	3,462	15,302	18,764

注:面積は四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある

3　事業計画

（1）施設計画

ア　利用施設計画

（ア）集団施設地区

御嶽山の裾野にあたる御岳高原や開田高原は、御嶽山の登山口へ繋がる拠点であるとともに、標高 3,067m の独立峰である御嶽山の雄大な姿や中央アルプスの山並みを楽しむことができる場所である。これらの利用拠点として、黒石原及び開田高原の２地区を計画する。また、既設の園地や展望施設、駐車場等で公園利用に資する施設を整備方針に位置づける。

集団施設地区を次のとおりとする。

（表 11：集団施設地区表）

<table>
<tr><th>番号</th><th>名称</th><th>区域</th><th>計　画　目　標</th><th>整備計画区及び基盤施設</th><th>整備方針</th><th colspan="3">面積（ha）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td rowspan="4">黒石原</td><td rowspan="4">木曽郡
王滝村
黒石原の一部</td><td rowspan="4">御嶽山で２番目に古いと言われている登山道の入口にあたり、修行地である清滝や霊場等の山岳信仰の場が多く分布している。また、紅葉の美しい御岳高原、おんたけ 2240 スキー場等の自然との触れ合いの場を含んでいる。
この優れた景勝地を生かし、園地、駐車場、野営場等の施設を計画するものとする。</td><td>黒石原整備計画区</td><td>自然探勝や保健休養を主体とした計画である。園地、駐車場、道路、野営場、運動施設、スキー場、水道施設、医療救急施設の整備を図る。</td><td colspan="3">28.3</td></tr>
<tr><td rowspan="3">面積計</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td></tr>
<tr><td></td><td>28.3</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">28.3</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">開田高原</td><td rowspan="4">木曽郡
木曽町
開田高原の一部</td><td rowspan="4">開田高原は、登山道開田口の入口にあたり、高原風景や気候を生かした保健休養地として利用されている。開田高原からは南北に長い御嶽山の稜線を眺めることができる。
この優れた景勝地を生かし、園地、駐車場、野営場等の施設を計画するものとする。</td><td>開田高原整備計画区</td><td>自然探勝や保健休養を主体とした計画である。園地、駐車場、道路、野営場、運動施設、水道施設、医療救急施設、乗馬施設等の整備を図る。</td><td colspan="3">50.7</td></tr>
<tr><td rowspan="3">面積計</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>50.7</td></tr>
<tr><td colspan="3">50.7</td></tr>
</table>

御岳県立公園
利用施設計画図（集団施設地区区域図）

黒石原集団施設地区

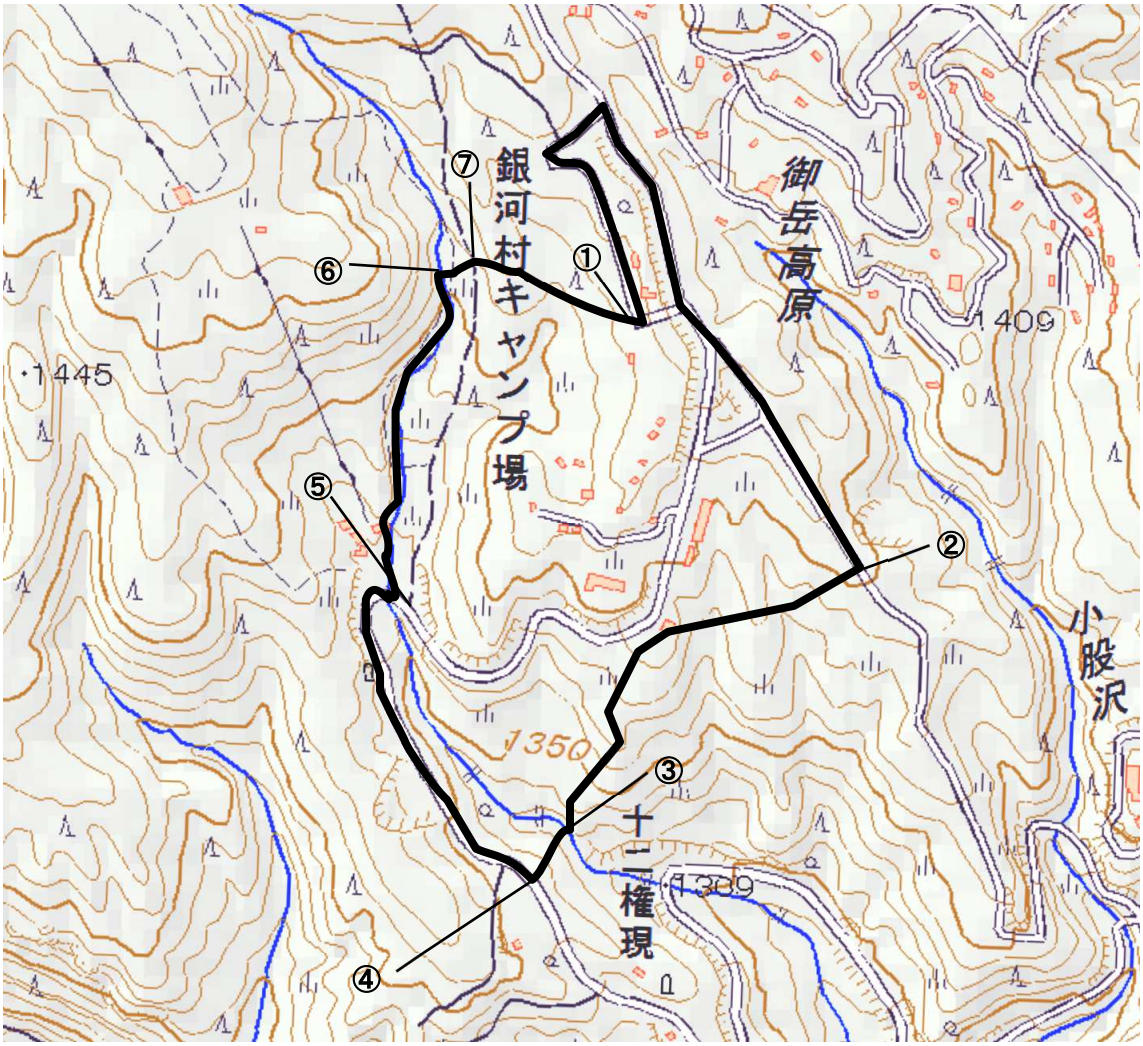

N

1:10,000

0　500m

区　　域	
①－②	道　路　敷　（　除　）　界
②－③	土地所有界（王滝村と民地）
③－④	見通し線（民地角と車道）
④－⑤	道　路　敷　（　除　）　界
⑤－⑥	河　　川　　界
⑥－⑦	見通し線（河川と銀河村キャンプ場角）
⑦－①	敷地界（銀河村キャンプ場）

御岳県立公園
利用施設計画図（集団施設地区区域図）

開田高原集団施設地区

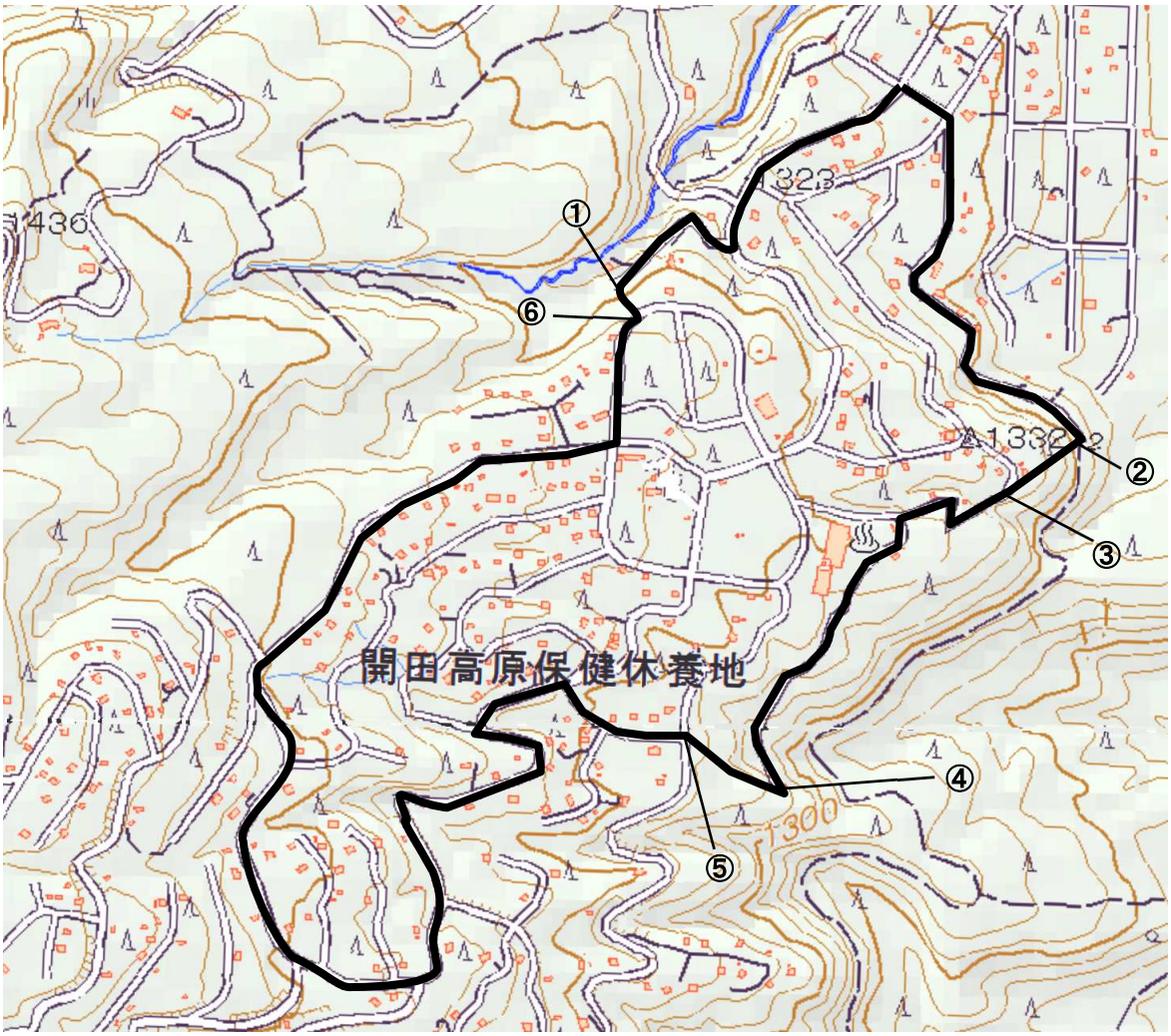

1:10,000

区　　域	
①－②	道　路　敷　（　除　）　界
②－③	見通し線（車道終点－交差点）
③－④	道　路　敷　（　除　）　界
④－⑤	見通し線（道路終点－交差点）
⑤－⑥	道　路　敷　（　除　）　界
⑥－①	地　　番　　界

（イ）単独施設

火山景観や信仰の山を象徴する景観を探勝するため、適切な利用の推進が図れるように各種施設を配置する。御嶽山の登山道や登山拠点となる山麓部には、登山利用者のニーズと火山景観や御嶽山、中央アルプスの眺望に適した施設を設け、多くの利用者が森林の緑と景観を楽しめる等の施設を計画する。

a　単独施設を次のとおりとする。

（表 12：単独施設表）

番号	種類	位置	整備方針	旧計画との関係
1	路傍施設（標識柱）	木曽郡木曽町（柳又）		昭 37.2.26 告示削除
2	宿舎	木曽郡木曽町（開田口四合目）	開田口から御嶽山へ登山するための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備
3	避難小屋	木曽郡木曽町（開田口七合目）	開田口からの登山利用者の安全を確保するための避難施設として整備する。	整備方針の整備
4	園地	木曽郡木曽町（三岳三ノ池）		令 2.3.26 告示削除
〃	宿舎	木曽郡木曽町（三岳三ノ池）	御嶽山の登山利用者のための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備（三ノ池宿舎、五の池宿舎、賽の河原宿舎）
5	園地	木曽郡木曽町（開田高原西野継子岳）	継子岳からの剣ヶ峰、北アルプス、中央アルプスを眺望及び休憩するための園地として整備する。	整備方針の整備
6	駐車場	木曽郡木曽町（三岳屋敷野）	黒沢口から御嶽山へ登る登山利用者のための駐車場として整備する。	整備方針の整備（百間滝入口駐車場）
〃	路傍施設（標識柱）	木曽郡木曽町（三岳屋敷野）		令 2.3.26 告示削除
7	宿舎	木曽郡木曽町（黒沢口四合目）	黒沢口から御嶽山へ登山するための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備（日ノ出滝宿舎、田中宿舎）
8	園地	木曽郡木曽町（大祓滝）	大祓滝を眺望及び休憩するための園地として整備する。	整備方針の整備
9	宿舎	木曽郡木曽町（黒沢口四合半）	黒沢口から御嶽山へ登山するための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備
１０	宿舎	木曽郡木曽町（黒沢口五合目）	黒沢口から御嶽山へ登山するための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備（八海山宿舎）

番号	種類	位置	整備方針	旧計画との関係
１１	宿舎	木曽郡木曽町（三岳千本松）	黒沢口から御嶽山へ登山するための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備
１２	宿舎	木曽郡木曽町（黒沢口六合目）	黒沢口から御嶽山へ登山するための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備
１３	避難小屋	木曽郡木曽町（三岳百間滝）	黒沢口からの登山利用者や油木美林、百間滝への来訪者の安全を確保するための避難施設として整備する。	令 2.3.26 告示 種類の変更 整備方針の整備
１４	宿舎	木曽郡木曽町（三岳飯森）	黒沢口から御嶽山へ登山するための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備
１５	宿舎	木曽郡木曽町（三岳一ノ又）	黒沢口から御嶽山へ登山するための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備 （行場宿舎）
１６	宿舎	木曽郡木曽町（黒沢口八合目）	黒沢口から御嶽山へ登山するための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備 （女人堂宿舎）
１７	宿舎	木曽郡木曽町（黒沢口九合目）	黒沢口から御嶽山へ登山するための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備 （石室宿舎）
１８	宿舎	木曽郡木曽町（三岳二ノ池）	御嶽山の登山利用者のための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備 （二ノ池宿舎）
１９	避難小屋	木曽郡木曽町（三岳剣ヶ峰）	御嶽山の登山利用者の安全を確保するための避難施設及び避難壕として整備する。	令 2.3.26 告示 種類の変更 整備方針の整備
〃	園地	木曽郡木曽町（三岳剣ヶ峰）	御嶽山からの眺望及び休憩するための園地として整備する。	整備方針の整備
２０	路傍施設（標識柱）	木曽郡王滝村（大又）		令 2.3.26 告示 削除
２１	宿舎	木曽郡王滝村（黒石）	王滝口から御嶽山へ登山等をするための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備 （八海宿舎）
２２	宿舎	木曽郡王滝村（中）	王滝口から御嶽山へ登山等をするための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備
２３	宿舎	木曽郡王滝村（田原）	王滝口から御嶽山へ登山等をするための宿泊基地として整備する。	整備方針の整備
２４	避難小屋	木曽郡王滝村（王滝頂上）	御嶽山の登山利用者の安全を確保するための避難施設及び避難壕として整備する。	令 2.3.26 告示 種類の変更 整備方針の整備
２５	宿舎	木曽郡王滝村（濁川）		令 2.3.26 告示 削除 昭 59 年の長野西部地震による土石流で消失
２６	路傍施設（標識柱）	木曽郡木曽町（開田高原）		令 2.3.26 告示 削除

番号	種類	位置	整備方針	旧計画との関係
２７	駐車場	木曽郡王滝村（黒石）	スキー場等の利用者のための駐車場として整備する。	整備方針の整備
２８	園地	木曽郡王滝村（三浦）		令 2.3.26 告示削除
〃	野営場	木曽郡王滝村（三浦）	三浦貯水池周辺の野営場として整備する。	整備方針の整備
〃	路傍施設	木曽郡王滝村（三浦）		令 2.3.26 告示削除
２９	園地	木曽郡王滝村（鞍掛峠）	岐阜県境にある鞍掛峠において休憩するための園地として整備する。	整備方針の整備
３０	駐車場	木曽郡王滝村（田の原）		令 2.3.26 告示削除
〃	園地	木曽郡王滝村（田の原）	田の原天然公園等の公園利用者が休憩するための園地として整備する。	整備方針の整備
〃	休憩施設	木曽郡王滝村（田の原）		令 2.3.26 告示削除
〃	博物展示施設	木曽郡王滝村（田の原）	公園利用者・登山者への情報提供・学習拠点施設として整備する。	新規
３１	避難小屋	木曽郡王滝村（八合目・九合目）	王滝口から御嶽山の登山利用者の安全を確保するための避難施設として整備する。	新規
３２	避難小屋	木曽郡王滝村（八丁ダルミ）	御嶽山の登山利用者の安全を確保するための避難壕として整備する。	新規
３３	スキー場	木曽郡木曽町（開田高原西野）	開田高原におけるスキー場として整備する。	新規（開田高原マイアスキー場）

（ウ）道路

a　車道

車道については、公園内の移動や各利用拠点を連絡することと同時に、公園外から到達することを目的として計画する。

車道を次のとおりとする。

（表 13：道路（車道）表）

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	旧計画との関係
1	林道冷川線	起点－木曽郡木曽町 （開田高原西野下ノ原・県立公園境界） 終点－木曽郡木曽町 （開田高原西野・車道合流点）		開田高原マイアスキー場への到達車道として整備する。	路線名、区間等を整理するもの
2	白崩線	起点－木曽郡木曽町 （屋敷野･県立公園境界） 終点－木曽郡木曽町 （ヤケノ）	中の湯		令 2.3.26 告示削除
3	村道 41 号線	起点－木曽郡王滝村 （大又・県立公園境界） 終点－木曽郡王滝村 （田の原）	八海山、おんたけ 2240　スキー場	大又から田の原までの到達車道として整備する。	路線名、区間等を整理するもの
4	濁川線	起点－木曽郡王滝村 （越・県立公園境界） 終点－木曽郡王滝村 （濁川）			昭 37.3.2 告示削除。
5	町道 2-13 号線	起点－木曽郡木曽町 （開田高原西野・県立公園境界） 終点－木曽郡木曽町 （開田高原西野）		開田高原マイアスキー場への到達車道として整備する。	新規
6	町道 2-14 号線	起点－木曽郡木曽町 （開田高原西野・県立公園境界） 終点－木曽郡木曽町 （開田高原西野）		開田高原保健休養地への主要道路として整備する。	新規
7	町道 74 号線	起点－木曽郡木曽町 （開田高原西野・車道分岐点） 終点－木曽郡木曽町 （開田高原西野）		登山道（開田口）への到達車道として整備する。	新規

8	町道 86 号線	起点－木曽郡木曽町 （開田高原西野・車道分岐点） 終点－木曽郡木曽町 （開田高原西野）	開田高原マイアスキー場	開田高原マイアスキー場への到達車道として整備する。	新規
9	町道 鹿ノ瀬線	起点－木曽郡木曽町 （三岳瀬戸ノ原・県立公園境界） 終点－木曽郡木曽町 （三岳鹿ノ瀬温泉・車道合流点）	御岳ロープウェイ	御岳ロープウェイへの到達車道として整備する。	新規
１０	町道 鹿ノ瀬 2 号線	起点－木曽郡木曽町 （三岳鹿ノ瀬温泉・車道分岐点） 終点－木曽郡木曽町 （三岳・車道合流点）	御岳ロープウェイ	御岳ロープウェイへの到達車道として整備する。	新規
１１	町道 千本松線	起点－木曽郡木曽町 （三岳千本松・車道分岐点） 終点－木曽郡木曽町 （三岳六合目上）	御岳ロープウェイ	御岳ロープウェイへの到達車道として整備する。	新規
１２	県道 上松御岳線	起点－木曽郡木曽町 （三岳屋敷野・県立公園境界） 終点－木曽郡木曽町 （三岳屋敷野・車道合流点）		屋敷野から山腹までの連絡車道として整備する。	新規
１３	町道 屋敷野線	起点－木曽郡木曽町 （三岳屋敷野・車道分岐点） 終点－木曽郡木曽町 （三岳千本松・車道合流点）		屋敷野から山腹までの連絡車道として整備する。	新規
１４	町道 寒原倉越線	起点－木曽郡木曽町 （三岳倉本・県立公園境界） 終点－木曽郡木曽町 （三岳神王原）		倉本から山腹までの連絡車道として整備する。	新規

b　歩道

歩道については、御嶽山山頂への登山道を中心として火山景観や動植物の生息の場、信仰の山を象徴する景観等に触れ合うことを目的として計画する。

また、適切な工作物を設置して、歩道を整備することで、動植物の生息の場の保護や景観の保全につなげる。

歩道を次のとおりとする。

（表 14：道路（歩道）表）

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	旧計画との関係
1	開田線	起点－木曽郡木曽町（開田高原西野開田口・県立公園境界） 終点－木曽郡木曽町（三岳剣ヶ峰・歩道合流点）	開田高原、開田頂上、サイノ河原、二ノ池	開田口から御嶽山山頂までの登山道として整備する。	公園計画の全般的な見直しに伴い、区間及び整備方針等を整理するもの
2	黒沢線	起点－木曽郡木曽町（三岳黒沢口・県立公園境界） 終点－木曽郡木曽町（三岳剣ヶ峰・歩道合流点）	大祓滝、日出滝	黒沢口から御嶽山剣ヶ峰までの登山道として整備する。	
3	三岳線	起点－木曽郡木曽町（三岳屋敷野） 終点－木曽郡木曽町（継子岳・県立公園境界）	油木美林、百間滝、開田頂上、三ノ池、継子岳、継子二峰	町道屋敷野線から油木美林遊歩道を経て黒沢線八合目から三ノ池、継子岳までの登山道として整備する。	
4	王滝線	起点－木曽郡王滝村（大又・県立公園境界） 終点－木曽郡木曽町（三岳剣ヶ峰・歩道合流点）	田の原、王滝頂上	王滝口から田の原、王滝頂上を経て御嶽山剣ヶ峰までの登山道として整備する。	
5	濁川登山線	起点－木曽郡王滝村（濁川） 終点－木曽郡王滝村（継母岳・歩道合流点）	濁川、継母岳		令 2.3.26 告示削除 昭59年の長野西部地震により消失
6	三浦登山線	起点－木曽郡王滝村（三浦） 終点－木曽郡木曽町（三岳剣ヶ峰・歩道合流点）	三浦貯水池、三浦山、継母岳	三浦貯水池から御嶽山剣ヶ峰までの登山道として整備する。	公園計画の全般的な見直しに伴い、区間及び整備方針等を整理するもの
7	三浦鞍掛峠線	起点－木曽郡王滝村（三浦） 終点－木曽郡王滝村（鞍掛峠・県立公園境界）		岐阜県境の鞍掛峠から三浦貯水池までの登山道として整備する。	

（エ）運輸施設

運輸施設を次のとおりにする。

（表 15：運輸施設表）

番号	路線名	種類	区間	主要経過地	整備方針	旧計画との関係
1	鹿ノ瀬飯森高原線	索道運送施設	起点－木曽郡木曽町（三岳鹿ノ瀬） 終点－木曽郡木曽町（三岳飯森高原）		黒沢口五合目から七合目に至る索道（ロープウェイ）として整備する。	新規

4　参考事項

過去の経緯

昭和 27 年　3 月　3 日　告示第 77 号　　公園地域指定

昭和 29 年　2 月　8 日　告示第 38 号　　特別地域指定

昭和 32 年 10 月 24 日　告示第 600 号　利用計画決定

昭和 37 年　3 月 26 日　告示第 134 号　区域変更（削除）

昭和 37 年　3 月 26 日　告示第 135 号　特別地域変更（追加）

昭和 37 年　3 月 26 日　告示第 136 号　利用計画一部変更

昭和 37 年　4 月 19 日　告示第 171 号　利用計画一部変更

昭和 41 年　4 月 18 日　告示第 185 号　利用計画一部変更

令和２年　3 月 26 日　告示第 144 号　利用計画一部変更

御岳県立公園区域及び公園計画図 （変更）

凡　例

単独施設

- 園地
- 宿舎
- 避難小屋
- 休憩所
- 野営場
- 駐車場
- スキー場
- 博物展示施設

歩道

車道

索道

集団施設地区

①開田高原集団施設地区
②黒石原集団施設地区

保護規制計画

- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

公園区域線凡例	
公園区域	
①－②	道路界
②－③	道路（小径）界
③－④	渓流界
④－⑤	稜線界
⑤－⑥	見透線界
⑥－⑦	渓流界
⑦－⑧	道路（小径）界
⑧－⑨	土地所有別界
⑨－⑩	渓流界
⑩－⑪	軌道界
⑪－⑫	土地所有別界
⑫－⑬	稜線界
⑬－⑭	渓流界
⑭－⑮	道路界
⑮－⑯	渓流界
⑯－⑰	土地所有別界
⑰－⑱	行政（町・村）界
⑱－⑲	土地所有別界
⑲－⑳	林班界
⑳－①	行政（県・県）界
第１種特別地域	
①－㉑	林班界
㉑－㉒	行政（県・県）界
第２種特別地域	
㉒－㉓	林班界
㉓－㉔	林班界
㉔－㉕	行政（県・県）界
㉕－㉖	林班界
㉖－㉗	林班界
㉗－㉘	林班界
㉘－㉙	行政（県・県）界
第３種特別地域	
④－⑤	稜線界
⑤－⑥	見透線界
⑥－⑦	渓流界
⑦－㉚	林班界
㉚－④	稜線界
㉚－㉛	道路界
㉛－㉜	土地所有別界
㉜－㉚	林班界

N

0　1　2　3 km

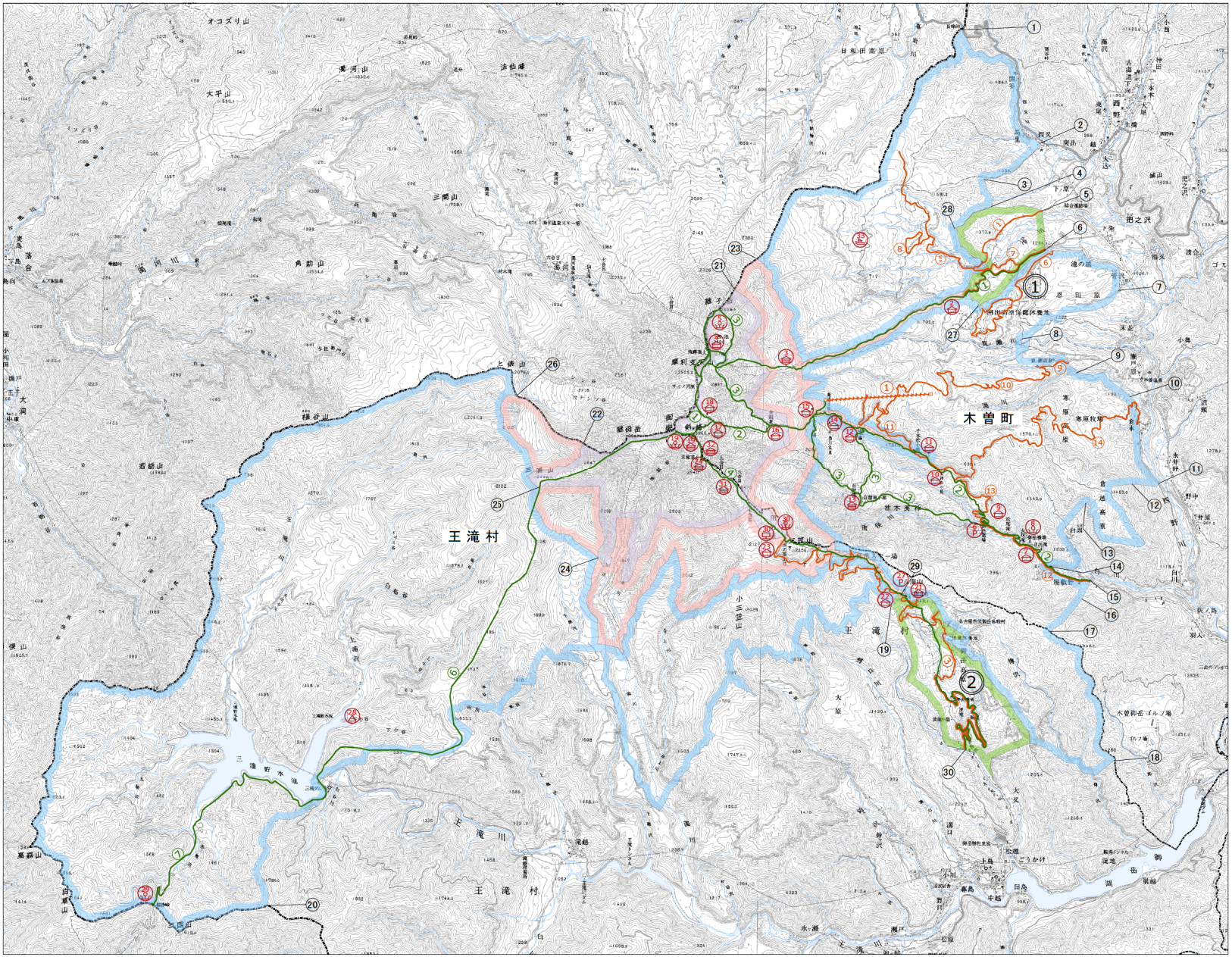

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 562